

福 議 委 号
平成25年11月28日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会
委員長 木 村 隆

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成25年9月19日福島町議会定例会9月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第147条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調 査 事 件	(6) 第4次福島町総合計画等の変更について
調 査 期 間	平成24年11月1日(1日間)
出 席 委 員	委員長 木 村 隆、副委員長 花 田 勇 委員 平 沼 昌 平、委員 加 藤 雅 行 委員 藤 山 大、委員 平 野 隆 雄
欠 席 委 員	なし
委員外議員	なし
職務のため出席した議員	議長 溝 部 幸 基
出席説明員	町 長 佐藤 卓也 副 町 長 竹下 泰弘 総務課長 中島 和俊 総務課参事 小鹿 一彦 財務課長 本庄屋 誠 住民生活課長 沢田 勝男 保健福祉課長 工藤 泰 農 林 課 長 金谷栄一郎 水産商工課長 近藤 勝弘 建設水道課長 横内 俊悦 認定こども園福島保育所園長 金澤 峰子 総務課係長 村田 洋臣
議会事務局職員	議会事務局長 石堂 一志、議会グループ次長 前田 勝広 議会グループ主事 沢田 元気

[委員会意見]

調査事件 6 第 4 次福島町総合計画等の変更について

(平成 25 年 11 月 1 日調査)

本調査は、第 4 次福島町総合計画の次年度に向けたローリング作業により調整された、後期実施計画の変更と関連する福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更内容を調査したものであり、その調査結果の主な内容は次のとおりである。

【調査の論点と意見】

1. 第 4 次福島町総合計画の変更について

(1) 吉岡温泉健康保養センター新築事業

① 当該事業については、会議冒頭の町長挨拶の中で定例会 12 月会議に提案予定の総合計画変更議案から削除するとのことである。

町長は、変更議案から削除する理由を 10 月 10 日開催の本委員会の「吉岡温泉の改修について」の意見書を受けて決めたとしている。本委員会の吉岡温泉の整備に対する考え方は、上記の意見書に集約されている。

しかし、町長は会議の中で吉岡温泉新築計画は、本年 6 月に制定した総合計画の策定と運用に関する条例の第 13 条（総合計画と予算の原則）と第 14 条（総合計画の見直し）に照らして解釈し問題ないと認識し、実施設計等の予算措置を定例会 12 月会議に提案することで進めてきたことと発言している。

議会へ温泉事業の考え方を提示しないままに、予算に基づかない簡易（無料）プロポーザル（随契業者の決定）を行った事が一番の大問題であり、議会軽視と執行権を逸脱した行為であることの認識が欠如していると思えない。町長は本当に意見書の内容を理解しているのか、まったく不可解である。今一度、一連の対応責任を明確にすることを指摘する。

また今後もしも建て替えになった場合、今回の簡易プロポーザルの選定業者が設計委託業務において優先されることにはならないことを指摘して置く。

② 同じく町長から北海道新聞（10 月 27 日朝刊）の吉岡温泉に関する記事の説明を受けた。取材部分の箇所が真意とは違い誤解される内容であるとのことである。北海道新聞の記事であるが、あえて言うまでもなく新聞の影響は非常に大きいものがあり、記事を見た町民（読者）は、町側の対応には問題ないと勘違いしていると思われる。したがって、町は吉岡温泉新築計画の一連の経過をきちんと町民に説明すべきである。これは執行機関としての一

つの責務と考える。

なお、今後の吉岡温泉整備に関する調査等が必要な場合には、これまでの委員外議員の出席状況と今回の調査を踏まえ、特別委員会を設置して対応することも必要と考える。

（２）道南ドクターヘリ導入運行経費負担金事業

２７年の初旬から運行を予定しているとの事だが、ドクターヘリの運行経費の積算根拠と、特に冬期のヘリポート確保の考え方を示していただきたい。

（３）地域福祉計画策定業務

現計画の理念と地域の実情を踏まえた中で、検証作業を経て次期計画の策定を進めていただきたい。なお、計画策定のための費用を現計画より１００万円少ない２００万円としているが、町民の声を吸い上げながら地域の実情に即した組織づくりも視野に入れた上で、効果的な業務委託でより実効性のあるものにしていきたい。

（４）町道豊浜１号線整備事業

当該路線のようなオーバーレイ（舗装の維持補修）の必要な路線が多くあり年次計画により対応したいとの説明である。町独自の整備のためのマニュアル的なものはなく、補助基準を参考に判断しているとのことなので、道路状態や利用頻度を考慮しながら、町内会とも協議し計画に登載していただきたい。

（５）ウニ種苗中間育成施設整備事業

当該事業の減額は、漁組において管理している施設の総体的な見直し検討中にあることから再検討が必要との説明である。当該施設は、水産業振興のための重要なものであり、漁組の検討結果も踏まえながら、町としてのしっかりとした考え方を持ち今後の計画を検討していただきたい。

（６）福島町地域福祉交流センター建設事業

当該事業の減額は、単純な解体の補助等がないことから、今後策定する旧吉岡小学校周辺跡地利用の全体計画と併せて行うことにより過疎債も見込めるためとの説明である。財源確保の考え方は理解するものの、現在町が検討を進めている総合センターは吉岡地区のまちづくりと活性化に大きく影響するものとする。町民の意見も集約して早い段階でその構想を議会に示していただきたい。

また、数年前にも生活改善センターの老朽化に伴いセンターの建て替えの

議論もあった訳だが、このセンターの議論が再加熱した理由の一つに、この春に漁組が吉岡漁村センターに事務所を移転したいという要望の経過がある。そして、結果的に本年 9 月定例会の行政報告においては、漁組に対して信用部門等を「重要機能」と位置付け、総合センターに包含することを伝えたと報告している。このため、総合センターに漁組が入ることの事業費の負担を過去の例を参考にきちんと協議して進めていただきたい。

(7) 町道松浦峠線改良事業

当該路線は、吉野地区から松前町との境界に至る道路(3Km)で荒天時の国道の代替道路と位置付けているとの説明である。当該事業の減額は、関係機関との調整が必要なためとの説明である。とりわけ、松前町と歩調を合わせて整備しなければ代替道路とならないことは明らかである。そのためには、松前町と共通認識のもと協議会等の設置も必要ではないかと考える。

2. 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

意見なし。

以上が、町が示した総合計画変更に関して委員会が留意した点である。今後の計画策定にあたっては、論点の内容を十分に踏まえて取り組むことを期待する。